

下水道事業受益者負担金徴収猶予取扱要綱

(平成2年11月26日決裁)

各務原市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（令和2年企業管理規程第4号。以下「規程」という。）第17条第3項の市長の定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 規程別表第1第1号の部の猶予の期間が終了したとき（次号に掲げる場合を除く。） 5年間

(2) 規程別表第1第1号の部2の項の猶予の期間が終了したとき（平成16年度以前に賦課された第1負担区に係る負担金に限る。） 3年間

(3) 規程別表第1第2号の部及び第3号の部の猶予の期間が終了したとき 市長が定める期間

(4) 各務原市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成元年条例第19号）第7条の規定により徴収猶予をしていた場合において、当該徴収猶予をする前に既に納付した負担金があるとき 前3号に定める期間からそれぞれ市長が定める期間を減じた期間

附 則

この要綱は、規則の施行の日（平成2年11月26日）から施行する。

附 則（平成29年8月31日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日決裁）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。